

名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ

名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、昭和 48 年に全国に先駆けて導入され、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、政令指定都市で唯一、独自の補助を、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対して行っております。

（本市補助制度においては、令和 6 年度より、第 3 子以降の生徒に対する所得制限を撤廃し、令和 7 年度より、第 1 子・第 2 子の生徒に対する所得制限を撤廃しました。）

愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

1 授業料の補助を受けることができる方（次の 3 つの条件をすべて満たすこと）

- (1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外であること
- (2) 愛知県内に設置されている私立高等学校に 10 月 1 日時点で在籍していること
- (3) 生徒とその保護者等の住所がともに 10 月 1 日に名古屋市内にあること

2 令和 7 年度補助基準及び補助額

全日制・定時制

補 助 基 準		補助額（年額）
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外で、 令和 7 年度算定基準額が 325,500 円未満の世帯	1・2 年生：49,800 円 3 年生：48,000 円
II	令和 7 年度算定基準額が 325,500 円以上の世帯	1・2 年生：29,900 円 3 年生：28,800 円

※算定基準とは、保護者等の令和 7 年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額をいいます。なお、算定基準は原則として、父母の合計額となります。

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。



3 よくある質問について

補助対象となる世帯年収の目安や課税標準額の確認方法、その他のよくある質問について、名古屋市公式ウェブサイトに記載しました。

下記のページでご確認いただけます。

私立高等学校授業料補助 のページ

URL <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051001.html>



4 問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局学事課（私立高校授業料補助担当）

☎ 052-972-3219

